授業料以外の教育費を支援！

返還不要 高校生等 奨学給付金 のご案内

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

特に「家計急変」に該当する場合は、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。詳細を知りたい方や申請を希望する方は御相談ください。

家計急変の場合

どんな人が対象？

離職などにより家計が急変した世帯

2 詳しくはページへ

通常の場合

どんな人が対象？

生活保護(生業扶助)受給者、非課税世帯、高等学校等の専攻科に通う低所得世帯及び多子世帯

3 詳しくはページへ

問合せ先
福岡県立○○高等学校　事務室○○○－○○○－○○○○

高校生等奨学給付金

家計急変の場合

対象世帯

世帯の状況が、次の**①～③全てに**該当する世帯

①家計急変により保護者等の収入が減少

②基準日以降の年間収入見込が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の非課税相当

③保護者等（親権者）が福岡県内に住所を有する

支給金額

生徒ひとりあたり

①令和７年７月１日以前に家計が急変した場合⇒基準日：**令和７年７月１日**

生徒区分	給付額
全日制、定時制	**143,700**円
通信制、専攻科（非課税世帯相当）	**50,500** 円
専攻科（年収約380万円未満世帯・多子世帯のうち年収約600万円未満世帯）	**10,100** 円

②令和７年７月２日以降に家計が急変した場合
⇒基準日：**急変日が属する月の翌月１日（急変日が１日の場合はその日）**

$$\text{給付額} = \text{上の表の生徒区分ごとの給付額} \times \frac{\text{基準日が属する月～令和８年3月までの月数}}{\text{12ヶ月}}$$

必要書類

項　目	書　類
①家計が急変したことを証するもの	**＜給与所得がある場合＞** 〇家計急変後の給与明細書３ヶ月分 （基準日を含む急変後3ヶ月分） 〇直近の賞与の明細書 **＜自営業の場合＞** 〇家計急変後３ヶ月分の月別の控除前所得、経費額が分かる書類（基準日を含む急変後3ヶ月分） 〇直近の確定申告書の写し **＜離職の場合＞** 〇離職証明書や雇用保険受給資格者証など離職日が確認できる書類
②申立書	様式任意 ※家計急変日・急変の事由・今後の収入状況等を詳細に記載すること
③税額控除等を確認できるもの	最新の課税証明書(※保護者等全員分)
④家族の世帯状況が確認できるもの	家庭調書

締切 〇/〇

申請を希望する場合は、

１ページの問合せ先へ事前にご連絡ください。

※新入生について、家計の急変による前倒し申請（４～６月分）を受けた場合も、本申請（７～３月分）の支給を受けるためには、今回再度申請をする必要があります。

高校生等奨学給付金

通　常の場合

対象世帯

世帯の状況（令和７年７月１日現在）が、次の**①～②全てに**該当する世帯

①生活保護（高等学校等就学費にかかる生業扶助）受給世帯　又は、
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯　（専攻科については、所得割額の合計が105,500円未満の世帯または264,500円未満で扶養する子が３人以上の世帯を含む）

②保護者（親権者）が福岡県内に住所を有する

※生活保護受給世帯で、対象の生徒が高等学校等就学費にかかる生業扶助を受給していない場合は、非課税世帯として申請してください

支給金額

生徒ひとりあたり

世帯区分	生徒区分	給付額
生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制 定時制 通信制	**32,300 円**
非課税世帯（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額）	全日制 定時制	**143,700 円**
	通信制 専攻科	**50,500 円**
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が**105,500円**未満の世帯または**264,500円未満で扶養する子が３人以上**の世帯	専攻科	**10,100 円**

※当該年度７月１日現在の世帯の状況に応じ、高校生等１人につき上記の金額が年額で支給されます。

必要書類

対象となる方に、
学校から申請書を別途配付する予定です。

Q&A 高校生等奨学給付金 よくある質問

Q1 離婚し、世帯収入が減少しましたが、申請できますか？

家計急変により世帯収入が減少していれば、**申請は可能**です。

ただし、所得の状況により、給付金が支給されない場合もあります。
※２ページ「対象世帯②」参照

Q2 他の奨学金を受給していますが、併用はできますか？

高校生等奨学給付金は他の奨学金との併用を認めています。

しかし、併用先の奨学金制度が併用を認めていないことがありますので、**併用先の奨学金制度を十分確認**してください。

Q3 給付金は、いつ振り込まれますか？

高等学校等就学支援金の申請方法によって振込の時期は異なります。

①マイナンバーで申請された方

⇒9月末頃支給予定

②課税証明書及びマイナポータルで申請された方

⇒7月末頃支給予定

Q4 給付金は、全額振り込まれますか？

学校にお支払いいただく校納金がある場合には、校納金を差し引いた金額が振り込まれることがあります。
ご理解いただきますようお願いします。

Q5 申請書はいつもらえますか？

家計急変での申請の場合、学校の事務室までご連絡ください。要件を満たしている場合、申請の案内を行います。

通常の申請の場合、対象者には学校から直接送付されます。

Q6 前倒し申請をしたら、本申請は不要ですか？

新入生について、前倒し申請（４～６月分）が認定された場合でも、**本申請（７～３月分）は必要です**。